

習近平執政4年と中国の言論空間

山本 賢二*

習近平は2012年11月15日に中国共産党第18回全国代表大会に続く18期1中全会において中国共産党中央委員会総書記、中国共産党中央軍事委員会主席に就任し、その治政が始まった。さらに、翌2013年3月14日には中華人民共和国国家主席と中華人民共和国軍事委員会主席に就任、この時点で党政軍の三権を掌握した。

そして、2016年10月27日に採択された「中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議コミュニケ」（中国共産党第十八届中央委员会第六次全体会议公报）の最後の部分で「全体会議は呼びかける、全党の同志は習近平同志を核心とする党中央の周りにしっかり団結し、今回の全体会議の精神を全面的に深く掘り下げて貫徹し、政治意識、大局意識、核心意識、模範意識をしっかりと打ち立て、党中央の権威と党中央の集中統一指導を断固変ることなく擁護し、引き続き全面的に厳しく党を治めことを推進し、共に風紀の清新な政治生態を作り出し、党が人民を団結させ率いて中国の特色ある社会主義の新しい局面を絶えず切り拓くことを確保しよう。」（「全会号召，全党同志紧密团结在以习近平总书记为核心的党中央周围，全面深入贯彻本次全会精神，牢固树立政治意识、大局意识、核心意识、看齐意识，坚定不移维护党中央权威和党中央集中统一领导，继续推进全面从严治党，共同营造风清气正的政治生态，确保党团结带领人民不断开创中国特色社会主义事业新局面。」（「2016年10月27日中国共产党第十八届中央委员会第六次全体会议通过」）と指摘しているように、習は「習近平同志を核心とする党中央」と称されるまでになった。

すでに三権を掌握している習に「核心」という言葉を加えることには彼の権力基盤が固まっていないとする見方としっかりと固まったという異なる二つの評価があるが、筆者は、権力基盤が固まっていないからこそそれが必要であり、これが党の公式文書に使われたことは少なくとも党内においてそうした必要性を主張する勢力が主流になったことを示していると考えている。

ここでは、習近平執政4年間におけるジャーナリズム、メディア、イデオロギー、宣伝などに関係する習の発言や出来事を検証することを通じて、当面の中国の言論空間を描いてみたい。

1. 習近平の発言と党と政府の関係会議の動向

習近平は2013年8月19日の全国宣伝思想工作会議で「経済建設は党の中心工作であり、イデオロギー工作は党の極めて重要な工作である。」と強調、「宣伝思想工作こそはイデオロギー領域におけるマルクス主義の指導的地位を打ち固め、全党全国人民の団結奮闘する上での共通の思想的基盤を打ち固めなければならない。」と述べると同時に、「党性」と「人民性」について「党性と人民性は従来から一致したものであって、統一されたものである。党性を堅持する、その核心は正しい政

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

治的方向を堅持し、政治的立場にしっかりと立ち、確固として党の理論と路線方針政策を宣伝し、確固として中央の重大な配置を宣伝し、確固として情勢に関する中央の重大な分析判断を宣伝し、断固党中央と高度の一致を保持し、断固中央の権威を擁護することである。・・・人民性を堅持するには、最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させることを出発点と立脚点にしなければならない、民を本とし、人を本とすることを堅持しなければならない。」と指摘した。この「8.19 講話」は習が三権掌握後に直接「宣伝」に言及した初めてのものである。(本誌 8 号 2014 年 3 月 海外研究動向 拙稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照)

11 月になると、9 日から 12 日まで中国共産党 18 期 3 中全会が開催され、習近平体制の今後における路線、政策、方針が提示された。同全会で採択された「全面的に改革を深化させる若干の重大問題に関する中共中央の決定」(「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」)は「十一、推进文化体制机制创新」「(38) 完善文化管理体制」の中で、「輿論誘導」について次のように党の意思を明示している。

「正しい輿論誘導を堅持する体制メカニズムを健全にする。基礎管理、内容管理、業種管理及びネット違法犯罪防犯とそれに打撃を与えるなどの聯同メカニズムを健全にし、ネット突発事件処理メカニズムを健全にし、正面の先導と法律に基づく管理を結び付けたネット輿論工作構造を作る。ニュースメディア資源をまとめ、伝統メディアと新興メディアが融合発展することを推進する。ニュース発表の制度化を推進する。新聞工作者の職業資格制度を厳格にし、新しい型のメディア運用、管理を重視し、コミュニケーション秩序を規範化する。」

これは「正しい輿論誘導」をしていくためのジャーナリズム・メディアの制度化の方向を示したものである。この「決定」はその性格上、大きな方向が示されているだけで、今後については関係部門で細部にわたる計画が作られ、実行に移されることになる。

次に、12 月 30 日には、習は 18 期中央政治局第 12 回集団学習において対外宣伝に言及し、「国家文化のソフトパワーを向上させ、国際的な発言権向上に努めなければならない。」とし、「新興メディアの役割をうまく発揮し」、「中国の物語を上手く語り」、「中国の声を上手く伝えなければならない」と指摘した。

2014 年に入ると、2 月 27 日の中央インターネット安全・情報化指導小組の設立と同時に習はその組長になり、「ネット大国」から「ネット強国」に向かうべく、指導体制一元化のトップに就いた。また、その第 1 回会議で習は「ネット上での輿論工作は長期の任務であり、ネット上の宣伝を新たなものを創り、改善しなければならない、ネット伝播の法則を運用し、主旋律をうたいあげ、プラスのエネルギーを激発し、社会主義の核心的価値観を大いに培い、実践し、ネット上での輿論先導の時、度、効をしっかりと把握し、ネット空間をはっきりさせなければならない。」と呼びかけた。

また、8 月 18 日、習は中央全面深化改革指導小組第 4 回会議において「新旧メディアの融合」の必要性を語り、10 月 15 日には、文芸工作座談会で「社会主義の核心的価値観」を「輿論宣伝」などを通じて人々の「精神的追求」と「自覚行動」に変えなければならないと呼びかけた。

そして、翌 2015 年 12 月 25 日には、解放軍報社を視察した際、習は「党がメディアを管理する原則を堅持するには、政治家が新聞を作るという要求を厳格に実行に移し、報道宣伝工作の指導権を終始党に対し忠誠で頼りになる人の掌中に握られるよう確保しなければならない。」と呼びかけ

ている。さらに、12月30日、18期中央政治局第12回集団学習において、「中国の夢の宣伝と解釈は現代の中国の価値観としっかり結び付けなければならない」などとも語っている。

2. 習近平の「党の報道輿論工作座談会」における「重要講話」

2016年に入ると、2月19日、習近平は「中共中央总书记、国家主席、中央军委主席」（中共中央総書記、国家主席、中央軍事委主席）（人民日報2016.2.20）という肩書で午前人民日報、新華社、CCTVを視察した後、「党的新闻舆论工作座谈会」（党の報道輿論工作座談会）に出席し、「重要講話」（重要講話）を行った。

この「重要講話」は上述した一連の流れの延長線上にあるジャーナリズム・メディア観を披歴したものであり、言わば習近平執政4年の総括的発言とも言えよう。その中で、習は党とメディアの関係について次のように述べている。

「党の報道輿論工作について、党性原則を堅持する上での最も根本的なことは報道輿論工作に対する党の指導を堅持することである。党と政府の運営するメディアは党と政府の宣伝の陣地であり、姓を党と名乗らなければならない。党の報道輿論メディアのあらゆる工作はいずれも党の意思を體現し、党の主張を反映させ、党中央の權威を擁護、党の團結を擁護し、党を愛し、党を護り、党のためにを実行に移さなければならない。いずれも一つを見る意識を強め、思想面政治面行動面で党中央と高度の一致を保持しなければならない。党性と人民性の統一を堅持し、党の理論と路線方針政策を人民大衆の自覚行動に変え、適時に人民大衆の創造した経験と直面する實際状況を反映させ、人民の精神世界を豊かにし、人民の精神的力を強めなければならない。ジャーナリズム観は報道輿論工作の魂である。深く掘り下げてマルクス主義のジャーナリズム観教育を繰り広げ、広範な報道輿論工作者を党の政策主張の伝播者、時代の風雲の記録者、社会進歩の推進者、公平正義のキーパーになるよう導かなければならない。」

(原文)

党的新闻舆论工作坚持党性原则，最根本的是坚持党对新闻舆论工作的领导。党和政府主办的媒体是党和政府的宣传阵地，必须姓党。党的新闻舆论媒体的所有工作，都要体现党的意志、反映党的主张，维护党中央权威、维护党的团结，做到爱党、护党、为党；都要增强看齐意识，在思想上政治上行动上同党中央保持高度一致；都要坚持党性和人民性相统一，把党的理论和路线方针政策变成人民群众的自觉行动，及时把人民群众创造的经验 and 面临的实际情况反映出来，丰富人民精神世界，增强人民精神力量。新闻观是新闻舆论工作的灵魂。要深入开展马克思主义新闻观教育，引导广大新闻舆论工作者做党的政策主张的传播者、时代风云的记录者、社会进步的推动者、公平正义的守望者。

また、「輿論誘導」（輿論導向）については次のように指摘している。

「報道輿論工作の各領域、各部位はいずれも正しい輿論誘導を堅持しなければならない。各級党機関紙党機関誌、ラジオ局テレビ局は誘導を重視、都市型新聞雑誌、ニューメディアも誘導を重視

しなければならない。ニュース報道は誘導を重視、副刊、特定テーマ番組、広告宣伝もまた誘導を重視しなければならない。時局ニュースは誘導を重視、娯楽類、社会類のニュースも誘導を重視しなければならない。国内のニュース報道は誘導を重視、国際ニュース報道も誘導を重視しなければならない。』。

(原文)

新聞輿論工作各个方面、各个环节都要坚持正确舆论导向。各级党报党刊、电台电视台要讲导向，都市类报刊、新媒体也要讲导向；新闻报道要讲导向，副刊、专题节目、广告宣传也要讲导向；时政新闻要讲导向，娱乐类、社会类新闻也要讲导向；国内新闻报道要讲导向，国际新闻报道也要讲导向。

上掲のように習は「党と政府の運営するメディアは党と政府の宣伝の陣地であり、姓を党と名乗らなければならない。」などとし、歴代の中国共産党指導者と同様に党の指導の絶対性を強調し、党に従うことを求めている。いわゆる「党がメディアを管理する」は不変であるとはいえ、それに「姓を党と名乗らなければならない。」という表現を加えたことは彼の新機軸と言えよう。

これと同時に、前任者である江沢民、胡錦濤の關係「講話」(江沢民「关于党的新闻工作的几个问题」1989年11月28日、「舆论导向正确是党和人民之福」1996年9月26日、胡锦涛「在人民日报考察工作时的讲话」2008年6月20日)と読み比べるとさらにいくつかの違いを指摘できる。その一つは、習が輿論誘導(輿論导向)についてより詳細に述べていることである。すなわち、中国のメディアとその内容(「各級党機関紙党機関誌、ラジオ局テレビ局、都市型新聞雑誌、ニューメディア、ニュース報道、副刊、特定テーマ番組、広告宣伝、時局ニュース、娯楽類、社会類のニュース、国内のニュース報道、国際ニュース報道」)は全て輿論誘導を重視しなければならないと語っているのである。

さらにもう一つは、メディアの機能について列挙した中で「公平正義のキーパー」(公平正義的守望者)にもなるべきだと述べている点である。それは「党の意思を體現し、党の主張を反映させ、党中央の権威を擁護、党の団結を擁護し、党を愛し、党を護り、党のためにを実行に移さなければならない。」という文脈の中で言及されているとはいえ、習の推進する腐敗撲滅へメディアが機能するよう求めたものである。

この「公平正義」という表現は習が中国共産党中央委員会総書記、中国共産党中央軍事委員会主席に就任して間もなく、2012年12月4日に開かれた「首都各界現行憲法公布施行30周年記念大会」において、「われわれは憲法を最高法律規範として、引き続き憲法を統帥とする中国の特色ある社会主義の法律体系を完全にし、国家の諸事業と諸業務を法制の軌道に組み込み、依拠できる法律があり、依拠しなければならない法律があり、法律執行は必ず厳しくし、法律に違反すれば必ず追究することを実行し、社会の公平正義を擁護し、国家と社会生活の制度化、法制化を実現しなければならない。」(新华网北京12月4日电 在首都各界纪念现行宪法公布施行30周年大会上的讲话(2012年12月4日)习近平)と述べているところから始まっている。その後、「法制」について論じる際に、習はたびたびこの言葉を使ってきたが、メディアに関連して「公平正義」を使用したのはこれが初めてであろう。

そして、最後に指摘したいのは「・・・党中央の権威を擁護、・・・」という文言が入っていることである。この表現はすでに上述の「8.19 講話」で使われていたものであるが、わざわざ「権威」を「党中央」に加える「党中央の権威」が2016年2月の段階でも使われるということは、この間、一貫して習近平をはじめとする「党中央の権威」の「擁護」が求められていたとも言える。なお、この表現は前述の中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議コミニケにも使われている。この「権威」は「核心」と表裏一体の関係にあると言え、「党中央」のトップにある習近平を指しているとするのが妥当であろう。それは、「党の18期6中全会の精神を学習、貫徹するための中央宣伝講釈団動員会」において政治局常務委員の劉雲山が呼びかけた「全体会議は習近平総書記が党中央の核心、全党の核心であることを明確にしたが、これは全党全国の各民族人民の共通の願いであり、党と国家の根本手的利益のあるところでもある。深く掘り下げて宣伝講釈することを通じて、全党の同志を導き、より一段と『四つの意識』、とりわけ核心意識、模範意識を増強させ、断固として習近平同志を核心とする党中央の権威を擁護、自覚して思想面政治面行動面で習近平同志を核心とする党中央と高度の一致を保ち、より着実に党中央の諸決定配置を実行に移させなければならない。」(学習貫徹党的十八屆六中全会精神 中央宣講団動員会在京召开 2016年11月02日 新华社)という文言からも読み取れるものである。

3. メディア・宣伝党政組織のトップ人事

組織は人が動かすのは周知のことであるが、民主集中制の組織原則を採る中国においてはとりわけ組織のトップ人事は重要になる。習近平時代に入って中央のメディアや宣伝に関係する党政組織のトップ人事が着々と行われてきた。2016年10月現在、下記のような関連部門の人事異動が行われている。

- (1) 人民日報社長：張研農（2008年3月28日－2014年4月30日）→楊振武（2014年4月30日－）
- (2) 求是社長：李宝善（2008年6月－2014年4月）→李捷（2014年5月－）
- (3) C C T V：胡占凡（2011年11月－2015年4月）→聂辰席（2015年4月－2016年9月）
景俊海（2016年10月－）
- (4) 中央人民放送局：王求（2007年6月－2015年6月）→閻曉明（2015年7月－）
- (5) 新華社：李從軍（2008年4月－2014年12月）→蔡名照（2014年12月－）
- (6) 國務院新聞弁公室主任（中共中央對外宣傳弁公室）：王晨（2008年3月－2013年3月）→
蔡名照（2013年5月－2014年11月）→蔣建国（2015年1月－）
- (7) 国家インターネット情報弁公室主任（中央インターネット安全・情報化指導小組弁公室主任）：魯煒（2013年5月－2016年6月）→徐麟（2016年7月－）
- (8) 国家新聞出版放送テレビ総局局長：蔡赴朝（2011年3月－2016年9月）（2013年に新聞出版双書と合併した）→聂辰席（2016年10月－）
- (9) 中央弁公庁主任：令計劃（2007年9月－2012年9月）→栗戰書（2012年9月－）
- (10) 中央宣伝部：劉雲山（2002年10月24日－2012年11月21日）→劉奇葆（2012年11月

21日－)

以上のトップ人事を見ると、習近平が党の総書記・軍事委員会主席に就任した2012年11月15日以前からのトップは中央弁公庁主任の栗戦書だけである。また、中央宣伝部部長は習の就任6日後に劉雲山から劉奇葆になっている。この両氏は人事異動の必要がない人物か、それとも異動できない人物のどちらかであろうが、基本的には習との関係が良好であることには変わりはない。とりわけ、栗戦書は習とは「密接な関係」(相馬勝『習近平の「反日」作戦』小学館2015.7.11pp.48-59)にあり、信頼が厚く、側近中の側近と言える人物であると言える。すなわち、メディア・宣伝党政組織のトップはほぼ習近平人事によって固められたことを示している。

このほか、特記しなければならないのは中央規律検査委員会から中央の主要6メディアである人民日報社、新華社、求是雜誌社、光明日報社、経済日報社、チャイナディリー社に派遣駐屯させている「規律検査組」をこれまで新華社規律検査組組長であった李熙を人民日報社規律検査組組長に転任させ、李に6社を統括させることになったことである。(「駐人民日报社纪检组:督促6家单位部署党风廉政建设」中央纪委监察部网站2016年1月31日)これは2016年1月12日に開催された第18期中央規律検査委員会第6回全体会議を受けての措置であり、主流メディアに対する党の綱紀肅正の第一歩と言え、今後の動向が公表されるか否かは別として、その過程、結果は中国全てのメディアに多大の影響を与えるであろう。なぜならば、一般に中国のメディアの社長に就く人物はその社の中国共産党党組の組長が兼務することになっているからであり、「規律検査」する過程で汚職などが摘発されれば、上掲のトップ人事にも影響を生むからである。

4. 中央弁公庁の「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」(「关于当前意识形态领域情况的通报」)

筆者が本誌においてたびたび取り上げてきた「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」(「关于当前意识形态领域情况的通报」《中办发【2013】9号》文件)は2012年末からの習近平時代の始まりと共に2013年4月に中央弁公庁から下達された。

本来、イデオロギー問題については中央宣伝部が統括しているので、同部が下達するか、あるいは同部の連名が普通であるが、中央弁公庁だけの名義で出されている点、注目に値する。とはいえ、中央弁公庁主任は前述した習とは「密接な関係」にある、側近中の側近である栗戦書であることで、この「通報」には習の観点が反映されていると見るのが妥当であろう。「通報」が注意を喚起した7項目は以下の通りである。

- (1) 西側の憲政民主を宣揚し、現代の指導を否定し、中国の特色を備えた社会主義政治制度を否定することを企む。
- (2) 「普遍的価値」を宣揚し、党の執政の思想理論基盤を動揺させようと企む。
- (3) 公民社会を宣揚し、党の執政の社会的基盤を瓦解させようと企む。
- (4) 新自由主義を宣揚し、我が国の基本的経済制度を改変しようと企む。
- (5) 西側のジャーナリズム観を宣揚し、我が国の党がメディアを管理する原則と新聞出版管理体制

度に挑戦する。

- (6) 歴史修正主義を宣揚し、中国共産党の歴史と新中国の歴史を否定しようと企む。
- (7) 改革開放に疑問を投げかけ、中国の特色を備えた社会主義の性質に疑問を投げかける。

「通報」は上掲の項目それぞれに説明を加えて後、「上述の誤った思潮と主張は、域外のメディアや反動的出版物の中に大量に存在するとともに、インターネットや地下のパイプを通じて域内に浸透している。域内のネット論壇、ブログ、マイクロブログにもある程度伝播されている。報告会、シンポジウム、大学の教室、論壇講座、民間読書会、個別の出版物の中にも時として出現する。もしそれをそのまま蔓延させたら、いかなる旗を掲げ、いかなる道を歩み、いかなる目標に向かって前進するかなどの重大問題における人々の思想的コンセンサスを妨げ、わが国の改革発展安定という大局を妨げることになる。」と指摘している。

ちなみに、その中の(5)についてはその問題点を次のように指摘している。

「一部の者は『報道の自由』を看板に掲げ、西側のジャーナリズム観を宣揚し、わが国メディアの党性原則を否定している。その主な現れは、メディアは『社会の公器』、『第四の権力』と標榜し、マルクス主義のジャーナリズム観を攻撃する、『ネットの情報の自由流通』を鼓吹し、わが国がインターネット管理を強化していることをネット上の言論を抑圧していると誇る、わが国メディアは『法治の盲点、人治の特区』と称し、西側の観念に合わせて新聞法をつくろうと呼びかける、わが国は報道出版の自由を制限していると称し、宣伝管理部門撤廃を騒いでいる、にある。西側のジャーナリズム観を宣伝する実質は抽象的、絶対的報道の自由を鼓吹し、メディアに対する党の指導に反対し、わが国のイデオロギーに浸透する突破口を開こうと企図しているのである。」

上掲の7項目に関連する出来事として、「憲政」の必要性を論じた『南方週末』元旦のこぼれ(2013.1.1)差し替え、この「通報」という「国家秘密」を漏えいした高瑜逮捕・7年の実刑判決(2014.4・2015・4)、党内改革派の歴史・現状認識をより多く掲載してきた『炎黄春秋』の主管単位変更(2014.9)、中国国内では出版できない関連書籍を扱ってきた香港の「銅鑼灣書店」関係者不明事件(2015.10-12)、『炎黄春秋』の指導部改造(2016.7.18)、左右中さまざまな論文をネット上に公開してきた「共識ネット」(「共识网」)の閉鎖(2016.10.1)などを挙げることができる。これらはいずれも上掲「通報」の7項目に触れるものであり、こうした出来事は香港を含む中国の言論空間の縮小を象徴している。

また、在日学者朱建榮(2012.7-2013.1)や王柯(2014.3)らの中国帰国時における拘束事件は日本を含む国外在住の中国系学者、知識人にある種の警告を与えるのに十分であり、彼ら自身も自らの言論空間を知らされたことであろう。

もとより、これより先、1998年2月には東京大学に留学中のウイグル人留学生トフティ・テュニヤズが帰国時に国家分裂を煽動したとして逮捕され11年の懲役刑に処されている例などを挙げるまでもなく、こうした事態はいまに始まったことではないが、戦前戦中の教訓をもとに憲法で「学問の自由」が保障されている日本において研究活動に従事する中国系の学者が現代中国について自由な研究を行えないとするならば、自然科学領域は別として、彼らの社会科学領域の研究にア

カデミズムを期待することができないことをいま一度認識させられた。また、日本人の現代中国研究についても「自制」する研究者が現れる可能性もある。

5. 「無界新聞」事件

2016年3月4日深夜、中央インターネット情報弁公室系統に属する新疆ウイグル自治区のウェブサイト「無界新聞」に習近平の辞職を求める公開書簡がアップされた。「忠誠な共産黨員」（「忠誠的共产党员」）という署名のある「習近平同志に党と国家の指導職務を辞するよう要求することに関する公開書簡」（《关于要求习近平同志辞去党和国家领导职务的公开信》）（中国数字时代（China Digital Times））は政治、外交、経済、思想文化などの領域から辞職すべき理由を指摘している。その「思想文化」の中で同書簡は「思想文化面で、あなたは『メディアは姓を党と名乗らなければならない』と強調し、メディアの人民性を無視、国を挙げて愕然とした。あなたは周小平、花千芳というレベルの割と低い者を文芸戦線の代表に仕立て上げたが、広範な文芸工作者にがっかりさせた。あなたは文化単位が直接あなたのために賛歌をうたうことを容認、あなたの妻彭麗媛の妹はCCTVの春節交歓夜会の映像制作主任に就き、もともとみんなが楽しみにしていた春節夜会をあなた個人の宣伝の道具にした。あなたのこうした個人崇拜を容認し、『中央に疑義をとる』ことを許さず、『一言堂』を行うやり方は、われわれのように『文化大革命』を経験した者をして、われわれの党、国家は二度と新たな十年にわたる大きな災難に堪えることはできないと密かに心配させざるを得ない。」と指摘している。

こうした「書簡」のネット上での公表は権力闘争の反映であることは言うを待たない。権力が一人に集中する過程においてはさまざまな意見が出ることは自然のことである。その後「関係者」が拘束されたが、逮捕起訴されたということもなく、解放されたと伝えられていることを考えると、当局がそれを組織的活動ではないと判断したか、当面暫時静観という選択をしたかである。ネット上に流されているこの「書簡」の全文（「参与（www.canyu.org）」2016年3月4日讯）は以下の通りであり、習近平に対する異なる意見の一つとして参考にされたい。

关于要求习近平同志辞去党和国家领导职务的公开信

习近平同志，你好。

我们是忠诚的共产党员。值此全国“两会”召开之际，我们给你写这封信，要求你辞去所有党和国家领导职务。提出这个要求，是出于党的事业的考虑，是出于国家和民族前途的考虑，同样，也是出于你和你家人自身安全的考虑。

习近平同志，你自2012年在党的“十八大”当选新一届的中央委员会总书记以来，立志反腐打老虎，党内的贪污腐败等不正之风有所好转。你亲自出任中央全面深化改革领导小组等多个小组的组长，为经济发展也做了大量的工作，得到了一些老百姓的拥戴，这些我们都看在眼里。

但是，习近平同志，我们不得不指出的是，正是因为你用这种方式，将权力全面抓到了自己的手里，直接决策，在政治经济思想文化等各个领域，都造成了前所未有的问题和危机。

政治上，你抛弃了党的优良传统，其中最显著的是让各级领导表态支持你为核心，抛弃了以民主集

主制为核心的常委会集体领导原则，权力过分集中。你在强化人大政协国务院党组职能的同时，弱化了国家各权力机关的独立性，包括国务院总理李克强在内等同志的职权受到了很大影响。与此同时，中纪委派驻各机关单位和国企的巡视组成了新的权力体系，导致各级党委政府权责不清，决策混乱。

外交上，你抛弃了邓小平同志“韬光养晦”的一贯方针，盲目出手，不仅没能创造良好的周边国际环境，还让朝鲜成功进行了原子弹和导弹的试验，形成对中国国家安全的巨大威胁；也让美国成功重返亚洲，与南朝鲜、日本、菲律宾及东南亚各国形成统一战线，联手遏制中国。在处理港澳台问题上，没有遵从邓小平同志英明的“一国两制”构想，进退失据，从而导致民进党获得台湾政权，香港独立势力抬头。特别是在香港问题上，以非正常方式把香港书商带回内地，对“一国两制”构成了直接的伤害。

经济上，你通过中央财政经济领导小组，直接参与宏观和微观经济政策的制订，导致了中国股市楼市的巨幅动荡，老百姓数以十万计的财富化为乌有，哀鸿遍野。供给侧改革及去产能政策，导致国企央企职工大量下岗；民营企业倒闭成风，大量人员失业。“一带一路”战略，把大量的外汇储备投入混乱的国家和地区，不见回报。外汇储备过度消耗，人民币进入贬值周期，大家的信心日渐低落，国民经济陷入即将崩溃的境地，人心思变。

在思想文化上，你强调“媒体姓党”，而无视媒体的人民性，举国愕然；你扶持周小平花千芳这样水平较低的人成为文艺战线的代表，让广大文艺工作者心寒；你纵容文化单位直接给你唱赞歌，你的爱人彭丽媛的妹妹出任中央电视台春节联欢晚会的制片主任，使本来大家喜闻乐见的春晚成为你个人的宣传工具。你这些纵容个人崇拜，不许“妄议中央”，搞“一言党”的做法，让我们这些经历过“文化大革命”的人不禁暗自揪心——我们的党、国家和民族再也经不起新的十年浩劫！。

习近平同志，你推行高压反腐，对纠正党的不正之风有帮助作用，但是，因为没有配套措施跟上，客观上，也造成了目前各级政府消极怠工的现象，官员怕事不办事，老百姓怨声载道，也进一步加剧了经济形势的恶化。我们也看到，现在的反腐，目标只集中在权力斗争。我们担心，这种加剧党内权力斗争的做法，也可能给你和你的家人带来人身安全上的隐患。

因此，我们认为，习近平同志你不具备带领党和国家走向未来的能力，不适合再担任总书记一职。我们要求你为了党的事业兴旺发达，为了国家的长治久安，为了你和你家人的安全，辞去所有的党和国家的职务，让党中央及全国人民另选贤能，带领我们积极进取，走向未来。

忠诚的共产党员

二零一六年三月

6. 習近平執政4年と「主戦場」としてのインターネット

憲法に次ぐ「法律」として2010年4月に改正された新「国家秘密保護法」の制定施行に呼応し、2014年3月に「中華人民共和国国家秘密保護法实施条例」（「中华人民共和国保守国家秘密法实施条例」）が施行され、7月には「新聞従業人員職務行為情報管理弁法」（「新闻从业人员职务行为信息管理办法」）も下達された。この「弁法」は「新聞出版秘密保護規定」が旧「国家秘密保護法」の制定施行を受けて制定されたのと同様に、2010年4月に改正された新「国家秘密保護法」の制定施行に呼応したものである。同「弁法」を下達した際に出された「各省（自治区、直轄市）新聞

出版ラジオテレビ局、新疆生産建設兵団新聞出版局、中央と国家機関各部委、各民主党派、各人民団体新聞雑誌主管部門、中央主要新聞單位」(「各省(区、市)新闻出版广电局, 新疆生产建设兵团新闻出版局, 中央和国家机关各部委、各民主党派、各人民团体报刊主管部门, 中央主要新聞單位:」) にあてた「通知」(「关于印发《新闻从业人员职务行为信息管理办法》的通知 2014年07月08日 新广出发〔2014〕75号」) の中で同総局はメディア関係者のインターネット利用を含む次のような現状認識を示している。

「近年、新聞従業人員が職務行為の情報を乱用する現象が時として現れている。あるものは秘密保護法規に違反し秘密に係わる情報を勝手に散布、伝播させ、あるものは思いのまま職務活動の中で知り得た情報をインターネットプラットフォームを通じて発表し、あるものは当該新聞單位が放送発信しなかった報道をその他の域内外のメディアにゆだね掲載放送させ、あるものは新聞單位の資源を利用し不当な利益を得ようとしたりして、正常なニュース伝播秩序を妨害し、党と国家の利益を損なっている。新聞従業人員の職務行為の情報の管理を着実に強化するため、『国家秘密保護法』等の関係法律法規に基づき、総局は『新聞従業人員の職務行為情報管理弁法』を制定、いまここに印刷配布するので、真剣に貫徹実行されたい。」

また、新華社電が伝えた習の「8.19 講話」にはインターネット言及箇所は無かったもの、ネット上に流布されている「『8.19』講話精神傳達提綱」(「“8・19” 讲话精神传达提纲」) では習がインターネットについて詳細に語っている。そして、その内容を反映したかのように、同「講話」学習キャンペーンの中でも中央党学校が下達した「中共中央党学校の習近平総書記の一連の講話精神を深く掘り下げて学習貫徹することに関する意見」(「中共中央党校关于深入学习贯彻习近平总书记系列讲话精神的意见」) の「宣伝思想工作に関する重要論述を深く体得する」には「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっており、ネット上での闘争はすでにイデオロギーの安全を守るための重大な課題になっており、宣伝思想工作の重要の中でも重要なものとして力を入れなければならない。」とされていることから、「8.19 講話」の中で、習がインターネットを「輿論闘争の主戦場」と見なしていることが分かる。

(http://news.takungpao.com/mainland/focus/2013_11/2013508_2.html)

この「提綱」にある習近平のインターネットに関する発言部分は以下の通りであり、中国の公式メディアは「8.19 講話」の全文は公表していないが、習の執政4年間に作られた(つくられつつある)インターネットに関係する法規や動向を見れば、「提綱」にある習の発言内容が彼の肉声であろうことが分かるであろう。

.....

思い切って力を入れ、思い切って管理し、剣を光らせるのに勇敢になり、団結と大多数を勝ち取ることに着眼し、理をもって有利に段階を追って輿論闘争を繰り広げ、幹部大衆が是非の境界をはっきり分け、あいまいな認識をはっきりさせることを支援しなければならない。悪意をもって党の指導を攻撃し、社会主義制度を攻撃し、党史国史を歪曲し、デマを流し、事を起こすあれらの言論に対しては、すべての新聞雑誌、講演論壇、会議会場、映画テレビ、ラジオ局、舞台劇場などいづれもそれらに空間を提供してはならず、すべてのデジタル新聞雑誌、移動テレビ、ケータイメ

ディア、ケータイショートメール、マイクロメール、ブログ、Podcast、マイクロブログ、BBSなどのニューメディアもいずれもそれに便宜を提供してはならない。こうした言論に対しては、ネット上で規制を強化しなければならないのみならず、着実に人への働きかけを行わなければならない。四つの基本原則に違反したものは、教育誘導しなければならない、責任制をつくらなければならない、所在場所と単位は確実に管理しなければならない。デマを流し、事を起こしたものに対しては、必ず法に基づいて調査処理しなければならない、「三岔口」のように暗闇の中で動き回るようなことをしてはならないし、こうした者にそこで勝手気ままにデマを流し、事を起こし、どさくさに紛れて利益を得、煽り立て、たきつけ、言いたい放題させてはならない。

・・・・・・・・・・・・・・・・

インターネットはすでに世論闘争の主戦場になっている。ある同志が言うには、インターネットはわれわれが直面する「最大の変数」になっていて、うまく行わなければわれわれの「頭痛の種」になってしまう。西側反中勢力はずっとインターネットを利用して「中国を倒す」ことを企んできた。何年も前「インターネットをもつことになり、中国に対応する方法を得た」、「社会主義国家が西側の懐に飛び込むのに、インターネットから始まるであろう」と公言した西側の政治家がいた。米国の「PRISM」、「x keyscore」などの監視計画から見ると、彼らのインターネット活動のエネルギーと規模は人の想像をはるかに超えたものである。インターネットというこの戦場で、われわれがもちこたえ、勝利できるか否かは直接我が国のイデオロギーの安全と政権の安全に関係する。

・・・・・・・・・・・・・・・・

情勢の発展の必要に基づけば、わたしはネット上での輿論工作を宣伝思想工作の重要な中でも重要として力を入れなければならないと見ている。宣伝思想工作は人への工作であり、人がどこにいるかによってそこが重点となるべきである。わが国のネット利用者は6億人近くであり、ケータイネット利用者は4.6億余人であり、そのうちウェイポユーザーは3億余人に達している。たくさんの人、特に若い人は基本的に主流メディアを見ず、大部分の情報をネット上から得ている。この事実を直視し、力を強め投入し、速やかにこの輿論の戦場の主導権を掌握しなければならない。本領パニック問題をうまく解決し、真に現代メディアの新しい手段新しい方法を運用できるプロの専門家にならなければならない。深く掘り下げてネット上の世論闘争を繰り広げ、ネット上での攻撃浸透行為を厳密に防止し、力を組織し誤った思想的観点に対し批判反駁を行わなければならない。法に従ってネット社会管理を強化し、ネットの新しい技術新しい応用の管理を強化し、インターネットの管理ができコントロールできるを確保し、われわれのネット空間をすがすがしいものにしなければならない。この仕事をやるのは容易ではないが、難しくてもやらなければならない。天下に難き事なし、ただ心あるものを恐れる。他人が何を言おうが恐れるな。ネット上でマイナス面の言論が少なくなるのはわが国社会の発展、社会の安定、人民が落ち着いて暮らし仕事に励むことに対し、好いところだけで悪いところはない。わたしが往時生産隊に入っていた時の農民のことばを使えば、ケラが鳴くのを聞き作物を植えないほど恐れてはならない。

・・・・・・・・・・・・・・・・

われわれの同志は必ず陣地意識を強めなければならない。宣伝、思想の陣地はわれわれが占領しなければ、人さまが占領する。私が見るに、思想の陣地は大体三つのゾーンがある。一つ目はレッ

ドゾーン、主に主流メディアとネット上の正面の勢力で構成されているもので、これはわれわれの主陣地であり、必ずしっかりと守り、決して失ってはならない。二つ目はブラックゾーンであり、主にネット上と社会の一部マイナス面の言論によって構成されているもので、それには各種敵対勢力が作り出した輿論を含んでおり、これは主流ではないがその影響を低く見積もってはならない。三つめはグレーゾーンであり、レッドとブラックの間にある。異なるゾーンに対しては、異なる策略を取らなければならない。レッドゾーンに対しては、打ち固め発展させ、絶えずその社会的影響を拡大しなければならない。ブラックゾーンに対しては、勇敢に進入し、中核に潜り込み闘い、それが色を変えるよう徐々に推進しなければならない。グレーゾーンに対しては、大規模に活動を展開し、速やかにそれをレッドゾーンに転化させ、それがブラックゾーンに脱皮することを防止しなければならない。こうした活動は、しっかりと力を入れて行い、堅持していけば必ず成果を上げることができる。

.....

ネット上での闘争は、一種の新しい輿論闘争の形態であり、戦略戦術を工夫しなければならない。人さまが運動戦、遊撃戦できているのに、われわれは正規戦、陣地戦だけで戦ってはならず、機動的柔軟にならなければならない。人さまの戦い方にわれわれは合わせ、真っ向から対峙し、機先を制し勝たなければならない。人さまの言いなりになって動いてはならず、戦術が単調であることで戦略という大局を誤ってはならない。これこそは「是は常に是といえども、時に用いず。非は常に非といえども、時に必ず行う」というものである。ネット上の闘争の特色と法則を深く掘り下げて分析し、ネット上での闘争の勢力を細心に組織しなければならない。ネットのオピニオンリーダーに対しては、教育誘導を強めなければならない。よい者は励まさなければならない。よくない者は拘束しなければならない。そのまま放任してはならない。

.....

以上、習近平執政4年間においてつくられたインターネットに関する法規や言論問題に関する動向は中央弁公庁の「通報」や習のこの「8.19講話」に呼応したものであり、その理解に資するため、下記に関連した出来事を時系列的に並べる。

2012年

6月7日 国家インターネット情報弁公室と工業・情報化部「インターネット情報サービス管理弁法（修正草案意見聴取稿）」（「互联网信息服务管理办法（修订草案征求意见稿）」）提示。

2013年

1月 南方週末「元旦のことば」差し替え騒動

4月「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」（「关于当前意识形态领域情况的通报」《中办发【2013】9号》

4月「ニュース取材編集人員のインターネット活動管理を強化することに関する通知」（关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知）下達。

8月19日、習近平、全国宣伝思想工作会議で講話。

9月 最高人民法院と最高人民検察院「情報ネットワークを利用し誹謗等を行う刑事案件を処理

するうえでの法律適用の若干の問題に関する解釈」（「关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释」）発表。

9月 『新聞記者研修教材 2013』発行。

9月25日 国家新聞出版ラジオテレビ総局「ニュース取材編集人員職域研修を繰り返すことに関する通知」（关于开展新闻采编人员岗位培训的通知）下達。

11月9日－12日 中国共産党18期3中全会、「全面的に改革を深化させる上での若干の重要問題に関する中共中央の決定」（「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」）採択。

12月30日 習近平、18期中央政治局第12回集団学習で対外宣伝に言及。

2014年

1月15日 「@uighurbiz」（维吾尔在线）ネット主宰者イリハム・トッティー拘束。

2月27日 中央インターネット安全・情報化指導小組設立、習近平その組長に就任。

3月 「中華人民共和国国家秘密保護法実施条例」（「中华人民共和国保守国家秘密法实施条例」）施行。

5月 弁護士浦志強拘束。

7月8日 国家新聞出版ラジオテレビ総局「新聞従業人員の職務行為情報管理弁法」（「新闻从业人员职务行为信息管理办法」）下達。

7月14日 国家新聞出版ラジオテレビ総局「2014年新聞記者証更新に関する通知」（「关于2014年换发新闻记者证的通知」）、「2014年新聞記者証更新実施弁法」（「2014年新闻记者证换发实施办法」）下達。

7月30日 ウルムチ市人民検察院、「国家分裂罪」でイリハム・トッティーを公訴。

8月1日 「インスタントメッセージングツール公衆情報サービス發展管理暫定規定」（「即时通信工具公众信息服务发展管理暂行规定」）公布施行。

8月18日 習近平、中央全面深化改革指導小組第4回会議で「新旧メディアの融合」の必要性強調。同会議、「伝統メディアと新興メディアの融合發展を推進することに関する指導意見」（关于推动传统媒体和新兴媒体融合发展的指导意见）採択。

8月26日 國務院、中国全土のインターネットの情報内容管理活動と監督管理法執行について、国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）へ権限授与。

9月10日 『炎黄春秋』の〔主管主宰單位〕の変更。

9月23日 ウルムチ市法院一審、イリハム・トッティーに「国家分裂罪」で無期懲役の判決。

10月15日 習近平、文芸工作座談会で「社会主義の核心的價值觀」を「輿論宣伝」などを通じて人々の「精神的追求」と「自覚行動」に変えなければならないと強調。

11月1日 「国家安全法」を改定した「中華人民共和国反スパイ法」（「中华人民共和国反间谍法」）全人代常務委員会で採択。

11月3日 反テロ法（「反恐怖主义法」）草案提示。

11月17日 國務院弁公室「政府ウェブサイト情報内容建設強化に関する意見」（国务院办公厅关于加强在政府网站信息内容建设的意见）下達。

11月19日－21日 中国主催の第1回世界インターネット大会開催。

11月21日 イリハム・トッテイーの上訴、二審の刑事裁定で棄却、無期懲役確定。

2015年

1月 「新しい情勢の下で高等教育機関の宣伝思想工作をより一層強化改善することに関する意見」(「关于进一步加强和改进新形势下高校宣传思想工作的意见」) 下達。

2月4日 「インターネットユーザーアカウント名称管理規定」(「互联网用户账号名称管理规定」) 公布、3月1日施行。

4月28日 「インターネットニュース情報サービス単位インタビュー活動規定」(「互联网新闻信息服务单位约谈工作规定」) 公布、6月1日施行。

5月 新疆日報副社長趙新尉拘束、調査。

5月5日 国家インターネット情報弁公室、ウェブサイトニュースの転載できる380の報道単位(中央のニュースサイト26、中央の報道単位63、部委のウェブサイト10、省級報道単位281)の名簿公表。

7月4日 「国務院の積極的に『インターネット+』行動を推進することに関する指導意見」(「国务院关于积极推进“互联网+”行动的指导意见」) 公表。

7月6日 全人代「中華人民共和国インターネット安全法(草案)」(「中华人民共和国网络安全法(草案)」) 公表。

8月4日 公安部、全国重点インターネットサイトとサービス企業安全管理会議で「重点ウェブサイトとインターネット企業に『インターネット安全警務室』を設置」することを通達。

10月 香港「銅鑼灣書店」関係者行方不明事件。

11月27日 反テロ法可決。

12月16日-18日 中国主催の第2回世界インターネット大会開催、習近平講話。

12月22日 浦志強に国家政権転覆扇動罪で有罪判決確定。

12月25日 習近平、解放軍報社を視察。

2016年

1月 中央の主要6メディア人民日報社、新華社、求是雜誌社、光明日報社、經濟日報社、チャイナディリー社の「規律検査組」を李熙人民日報社規律検査組組長が統括。

2月19日 習近平、人民日報、新華社、CCTVを視察後、「党的新闻舆论工作座谈会」(党の報道輿論工作座談会)で「重要講話」(重要講話)。

3月4日 中央インターネット情報弁公室系統に属する新疆ウイグル自治区のウェブサイト「無界新聞」に習近平の辞職を求める書簡掲載。

3月21日 「中国記協新聞道德委員会規程(試行)」公布。

3月28日 工業・情報化部「インターネットドメイン名管理弁法(意見聴取稿)」(互联网域名管理办法征求意见稿)を公表。

4月28日 「中華人民共和国域外非政府組織域内活動管理法」(中华人民共和国境外非政府组织境内活动管理法)公布、2017年1月1日施行。

5月 全人代「中華人民共和国インターネット安全法(草案第二次審議用稿)」(「中华人民共和国

国网络安全法（（草案二次审议稿）」公表。

6月25日 「インターネット情報検索サービス管理規定」（互联网信息服务搜索服务管理规定）公布、8月1日施行。

6月28日 「モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定」（移动互联网应用程序信息服务管理规定）公布、8月1日施行。

7月4日 「インターネット広告管理暫定弁法」（インターネット広告管理暫定弁法）公布、9月1日施行。

7月12日 『炎黄春秋』の指導部改造。

10月1日 「共識ネット」（「共识网」）閉鎖。

10月24日－27日 中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議開催。27日、「コミュニケ」（中国共产党第十八届中央委员会第六次全体会议公报）発表。「新たな情勢の下での党の政治生活に関する若干の準則」（关于新形势下党内政治生活的若干准则）、「中国共産党党内監督条例」、（中国共产党党内監督条例）、「党の第19回全国代表大会開催に関する決議」（关于召开党的第十九次全国代表大会的决议）採択。

11月5日 習近平、新華社創設85周年に祝電、「新華社は党が創設し指導する報道輿論機関であり、党の報道輿論工作の重鎮である。」と指摘。

11月7日 12期全人代常務委員会第24回会議、「中華人民共和国インターネット安全法」採択、2017年6月1日施行。

習近平、中国記者協会第9期理事会メンバーらと会見、「党と人民の信頼できる新聞工作者」になるよう強調。

11月16日－18日 中国主催の第3回世界インターネット大会開催、習近平、映像であいさつ。

上記の中で、2014年1月15日に逮捕され、同9月23日にウルムチ市法院の一審で無期懲役の判決を受け、11月21日に上訴が棄却され無期懲役が確定し、服役中の中央民族大学教師イリハム・トッティーが運営していたインターネットサイト「@uighurbiz」（维吾尔在线）はウイグル族からの中国語による発信ルートの一つであり、その閉鎖は習近平時代のインターネットという「輿論闘争の主戦場」における中国共産党の一つの「勝利」と言えるものであろう。

また、2016年3月に公布された「中国記協新聞道德委員会規程（試行）」は2013年から始まる地方単位での「新聞道德委員会」の実験活動が一定の成果をあげた反映でもあり、その機能については稿を改めて論じたい。

7. 「中華人民共和国インターネット安全法」の採択

筆者は拙稿「新疆『七・五』事件と中国のインターネット規制」（『政経研究』第47巻第4号2011.3.10pp.87-120）の中で2009年7月5日、新疆ウイグル自治区の区都ウルムチ市で発生した民族衝突事件（「7.5」事件）後に行われたインターネットの遮断について詳細に論じた。インターネットの遮断はチベット自治区でかつて行われてはいるがそれは短期的なものであって、10か月以上にわたりインターネットが長期に遮断されたのはこれが初めてである。事件発生翌日の7月6

日から新疆域内のインターネットは遮断されたが、およそ半年後からネット環境正常化が始まり、12月29日に人民網（ネット）、新華網（ネット）、翌2010年1月11日に新浪網（ネット）、搜狐網（ネット）、域外へ天山網（ネット）、2月6日に域外サイト27、人民網と新華網のBBSの一部がそれぞれ時系列的に開放され、5月14日になって自治区インターネット不良情報摘発電話・ポストが開設されると同時にインターネットが全面開放された。

こうした超法規的措置が時として採られるのが中国ではあるが、漢人地域においても同様の措置が採られる可能性の有無について考える上で、筆者は「中華人民共和国国家インターネット安全法」（以下「ネット法」）の「草案」からその条文に関心を持っていた。最終的には今回採択された「ネット法」にはその法的根拠となる次のような条文が入れられた。

第58条 国家の安全と社会の公共秩序を守ることで、重大な突発社会安全事件を処理する必要から、國務院の決定、あるいは承認を経て、特定区域においてインターネット通信に対し制限などの臨時措置を講ずることができる。

（原文）

第五十八条 因维护国家安全和公共秩序，处置重大突发社会安全事件的需要，经国务院决定或者批准，可以在特定区域对网络通信采取限制等临时措施。

「草案」には「第50条 国家の安全と社会の公共秩序を守ることで、重大な突発社会安全事件を処理する必要から、國務院、あるいは省、自治区、直轄市人民政府は國務院の承認を経て、一部地域においてインターネット通信に対し制限などの臨時措置を講ずることができる。」（原文：第五十条 因维护国家安全和公共秩序，处置重大突发社会安全事件的需要，国务院或者省、自治区、直辖市人民政府经国务院批准，可以在部分地区对网络通信采取限制等临时措施。）とあり、「省、自治区、直轄市人民政府」もネット遮断の権限をもつ内容であったが、この部分は二次草案の第56条で削除され、そのまま「ネット法」の第58条に引き継がれた。すなわち、「ネット法」ではネット遮断の権限は中央政府のみがもつものであって、地方政府にはその権限がないことを明記したのである。

このほか、「ネット法」についての詳細な分析は今後に譲り、ここでは以下に筆者の関心のある条文に触れ、習のインターネット観理解に供したい。

（1）適用範囲

第2条 中華人民共和国域内でのインターネット建設、運営、維持と使用、およびインターネットの安全の監督管理には本法が適用される。

（原文）

第二条 在中华人民共和国境内建设、运营、维护和使用网络，以及网络安全的监督管理，适用本

法。

「ネット法」は「第2条」にその適用範囲を上記のように明記している。これは「草案」、「二次草案」いずれも「第2条」に置かれ、同じ内容である。ここで言うところの「中華人民共和国域内」には香港、マカオという二つの特別行政区が含まれるのか、他の条文を含めて明確にされていない。

(2) 管理責任

第8条 国家インターネット情報部門はインターネット安全工作和関係監督管理工作を統括調整する責任を負う。国務院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関は本法と関係法律、行政法規の規定に合わせて、各自の職責の範囲内でインターネットの安全保護と監督管理工作の責任を負う。県級以上の地方人民政府の関係部門のインターネットの安全保護と監督管理の職責は、国家の関係規定に合わせて確定する。

(原文)

第八条 国家网信部门负责统筹协调网络安全工作和相关监督管理工作。国务院电信主管部门、公安部门和其他有关机关依照本法 and 有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责网络安全保护和监督管理工作。县级以上地方人民政府有关部门的网络安全保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。

ここでは中央においては「国家インターネット情報部門」と「国務院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関」、地方においては「県級以上の地方人民政府の関係部門」によってネットが管理されることが明文化されている。

この条文は「草案」では「国務院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関」との文言が「・・・国務院工業・情報化、公安部門とその他の関係部門・・・」(原文: 国务院工业和信息化, 公安部门和其他有关部门) となっていたところ、「二次草案」で修正されすでにこの内容になっていた。

(3) 禁止事項

第12条 国家は公民、法人とその他の組織が法に基づいてネットを使用する権利を保護し、ネット接続の普及を促し、ネットサービスレベルを向上させ、社会に安全、便利なネットサービスを提供し、ネット情報の法律に基づく秩序ある自由な流通を保障する。

如何なる個人や組織もインターネット使用には、憲法法律を遵守、公共秩序を遵守、社会公德を尊重しなければならず、インターネットの安全に危害を及ぼしてはならず、インターネットを利用して国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼし、国家政權転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動、テロリズム、過激主義を宣揚、民族怨恨、民族蔑視を宣

揚、暴力、猥褻色情情報を伝播、虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させたり、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。

(原文)

第十二条 国家保护公民、法人和其他组织依法使用网络的权利，促进网络接入普及，提升网络服务水平，为社会提供安全、便利的网络服务，保障网络信息依法有序自由流动。

任何个人和组织使用网络应当遵守宪法法律，遵守公共秩序，尊重社会公德，不得危害网络安全，不得利用网络从事危害国家安全、荣誉和利益，煽动颠覆国家政权、推翻社会主义制度，煽动分裂国家、破坏国家统一，宣扬恐怖主义、极端主义，宣扬民族仇恨、民族歧视，传播暴力、淫秽色情信息，编造、传播虚假信息扰乱经济秩序和社会秩序，以及侵害他人名誉、隐私、知识产权和其他合法权益等活动。

「ネット法」は上掲のように「第12条」で「ネット情報の法律に基づく秩序ある自由な流通を保障する。」としたうえで、「禁止事項」を規定している。インターネットを通じて流してはいけない情報を箇条書きにすると次の12項目になる。

- ① 憲法法律を遵守しないもの
- ② 公共秩序を遵守しないもの
- ③ 社会公德を尊重しないもの
- ④ インターネットの安全に危害を及ぼすもの
- ⑤ 国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼすもの
- ⑥ 国家政權転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動するもの
- ⑦ 国家分離、国家統一破壊を煽動するもの
- ⑧ テロリズム、過激主義を宣揚するもの
- ⑨ 民族怨恨、民族蔑視を宣揚するもの
- ⑩ 暴力、猥褻色情情報を伝播するもの
- ⑪ 虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させるもの
- ⑫ 他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的權益を侵害するもの

冒頭の3行(日訳)は「草案」(第9条)、「二次草案」(第12条)を通じて変わっていない。

その下の文言については「草案」に無い文言は、「・・・インターネットを利用して国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼし、国家政權転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動、テロリズム、過激主義を宣揚、民族怨恨、民族蔑視を宣揚、暴力、猥褻色情情報を伝播、虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させたり、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。」の中の「荣誉と利益」、「国家政權転覆、社会主義制度をひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動」、「虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序」、「名誉、プライバシー、知的財産権」な

どであり、これらは「二次草案」で加えられていた。ここから採択された「ネット法」の条文が禁止事項についてより詳細に規定していることが分かる。

(4) 実名制

第24条 インターネット運営者はユーザーのためにネット接続、アカウント名登録を処理、固定電話、携帯電話のネット加入手続きを処理したり、あるいはユーザーのために情報配信、インスタントメッセージなどのサービスを提供する上で、ユーザーと取り決めに調印、あるいは提供するサービスを確認するとき、ユーザーに真実の身分情報の提供を要求すべきである。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、インターネット運営者はそれに関係サービスを提供することができない。

国家はネット身分信頼戦略を実施し、安全、便利な電子身分認証技術研究開発を支持し、異なる電子身分認証間の相互認証を推進する。

(原文)

第二十四条 网络运营者为用户办理网络接入、域名注册服务，办理固定电话、移动电话等入网手续，或者为用户提供信息发布、即时通讯等服务，在与用户签订协议或者确认提供服务时，应当要求用户提供真实身份信息。用户不提供真实身份信息的，网络运营者不得为其提供相关服务。

国家实施网络可信身份战略，支持研究开发安全、方便的电子身份认证技术，推动不同电子身份认证之间的互认。

この「二次草案」(23条)と同じ内容である条文は「真実の身分情報」(実名)を提供しないものはインターネットを利用できないことを明文規定したものである。この条文の「草案」に無く、「二次草案」から加えられた文言は「・・・为用户提供信息发布、即时通讯等服务,・・・」の「インスタントメッセージなど」(「即時通讯等」)と「・・・应当要求用户提供真实身份信息。」の「すべきである」(「・・・应当」)、「国家实施网络可信身份战略，支持研究开发安全、方便的电子身份认证技术,」の「ネット身分信頼戦略を実施し」(「・・・实施网络可信身份战略・・・」)であり、「草案」から削除されたのは「・・・推动不同电子身份认证之间的互认。」の後にあった「通用」である。

(5) 捜査協力

第28条 インターネット運営者は公安機関、国家安全機関の法に基づいて国家安全を守り、犯罪を捜査する活動に技術的支援と協力を提供すべきである。

(原文)

第二十八条 网络运营者应当为公安机关、国家安全机关依法维护国家安全和侦查犯罪的活动提供技术支持和协助。

この条文も「二次草案」を踏襲したものである。この条文になる前の「草案」は「第23条」で「国家の安全と犯罪捜査の必要から、捜査機関は法律の規定に合わせて、インターネット運営者に必要な支援と協力を要求することができる。」(原文:第二十三条 为国家和侦查犯罪的需要, 侦查机关依照法律规定, 可以要求网络运营者提供必要的支持与协助。)としていた。「ネット法」は「インターネット運営者」の捜査協力への義務化を明確にしたものと言える。

もとより、習近平は2015年12月16日から18日にかけて開催された中国主催の第二回世界インターネット大会で講話を行い、「四つの原則」を提示、そのトップに「ネット主権の尊重」(尊重网络主权)を挙げ、『国連憲章』の確立した主権平等の原則は現代の国際関係の基本的準則であり、国と国の往来する諸領域をカバーするものであり、その原則と精神はネット空間にも適用されるべきである。」(新華社2015年12月16日電)と語っている。「ネット法」がこの「ネット主権」論を基礎に制定されたことは疑いのないところである。すなわち、この「ネット法」の制定は習の下で「国家主権」→「情報主権」→「ネット主権」という構図の中に中華人民共和国の情報管理政策が立案されていることの一つの反映でもある。

8. 中国における「輿論」

中国における「輿論」は習近平の言葉にあるように「輿論誘導」によって作り出さなければならないものであり、そのためには「党がメディアを管理する」ことを確実にしなければならないのである。習が党性と人民性の一致を強調し、「中央の権威」の「擁護」を求め、細部にわたり「輿論誘導」の必要性を説くとともに、「公平正義」を見守るよう呼びかけたのは習がメディアに対して党の「核心」としての彼に対する忠誠を求めたメッセージなのであり、「姓を党と名乗らなければならない。」と言うところの「党」も党の組織原則である民主集中制の頂点にある習を意味しているのである。その習は総書記に選出された2012年11月の18期1中全会で「新たな情勢下において、われわれの党は多くの厳しい挑戦に直面しており、党内には解決が待たれる多くの問題がある。特に一部の黨員幹部の中に生まれた汚職腐敗、大衆からの遊離、形式主義、官僚主義などの問題は大きな気力で解決しなければならない。全党は覚醒しなければならない。」と呼びかけ、「党は党を管理しなければならず、厳しく党を治めなければならない」(「党要管党、从严治党」)ことを語っている。

これは党内闘争の始まりを意味しており、腐敗撲滅を通じて、政治局常務委員であった周永康、軍事委員会副主席であった徐才厚、郭伯雄、中共中央弁公室主任であった令計画、重慶市委書記であった薄熙来などのいわゆる「虎」を退治し、「ハエ」も無数叩き落されている。

2016年5月3日、習は中央規律検査委員会第6回全体会議で「民心は最大の政治であり、正義は最強の力である。」として、2015年の国家統計局のアンケート調査を引用し、「91.5%の大衆が党風廉政建設と反腐敗工作の成果に大変満足、あるいは比較的満足していることを示している。」と語るとともに、「93.7%の指導幹部、92.8%の普通幹部、87.9%の企業人、86.9%の都市住民が中国の反腐敗に自信、あるいは比較的自信があることを示している。」とする中国社会科学院のアンケート調査のデータも利用しながら、「党風廉政建設と反腐敗闘争」に「民意」があるとし、「われ

われが党を管理党を治めることを疎かにせず、風紀の肅正を停めず、腐敗に反対し悪を懲らしめることに手を緩めなければ、この負けることのない、決して負けてはならない闘争に必ず勝つことができる。」(習近平在中紀委第六次全体会议上的讲话(全文)人民日报2016年05月03日)と呼びかけている。

1968年10月、毛沢東は李徳生に対し「われわれ共産党人が革命をやるのに、数十年來、輿論づくりに依拠してきた。……一つの政權を転覆させるには、決まってまず先に輿論を創り出さなければならない。革命の階級もそうするし、反革命の階級もそうするのである。」と語っている。(毛沢東：我們共产党闹革命就是靠造輿論 董保存 2012年03月05日09:12 来源：《党史博覽》)この時の毛沢東の言葉は「闘争」に臨んだとき常に引用されるものであり、敵も味方も自分に有利に導くために「輿論」を創り出すものであることを示している。「闘争」とは「権力」の争奪を意味しており、「反腐敗闘争」であろうが、「輿論闘争」であろうがいずれもその目指すところは「権力」の掌握にある。

これより先、2016年2月1日にはこれまでの七大軍区(北京、瀋陽、濟南、南京、広州、蘭州、成都)から五大戦区(東部、南部、西部、北部、中部)に改編した。これは習近平が完全に軍を掌握したことを示している。中国においては「権力」の最大の後盾が「暴力装置」であることは歴史が証明しているところであり、それが中国共産党のよって立つ「武」であり、もう一方の「文」(情報宣伝)との両輪で中国を統治経営してきた。

習は執政4年をかけて、腐敗撲滅を通じて、政敵を排除し、インターネットを中心とする情報を管理するシステムを構築し、来年2017年下半年に開催される中国共産党第19回全国代表大会を迎えようとしている。この19全大会において彼の総書記二期目が承認されるであろうが、18全大会からの一期目のこれまでの4年間において、2013年4月の中央弁公庁の「通報」から始まって、同年8月の「8・19講話」、2016年2月の「党の報道輿論工作座談会」、同年11月の「ネット法」の成立を経て中国の言論空間は習近平体制を補完するための「文」の制度設計の中に組み込まれたと言える。言葉を換えて言えば、習近平執政4年は中国の言論空間のよって立つ制度的保障が憲法にあるのではなく、一党独裁の中国共産党という唯一絶対の権力、その「党中央」の「権威」としての「核心」によって伸縮自在に変わるものであることをいま一度証明した。習近平は「党の報道輿論工作座談会」においてメディアに「公平正義のキーパー」の役割を期待したような発言をしたが、その後に採択された「新たな情勢の下での党の政治生活に関する若干の準則」と「中国共産党党内監督条例」には「キーパー」(守望者)などの表現は一切ない。その意味は中国のメディアはあくまでも党の所有物であり、「キーパー」と言う表現はあくまでも限定された戦術(汚職撲滅)に活用される機能発揮を求めたことに使用されたに過ぎず、中国共産党に対する普遍的なキーパーの機能を果たすよう求めたものではないことも自明なことである。中国のメディアは依然として、あるいはこれまで以上に党の代弁者としての機能発揮を求められていくことになるであろうことを考えると、インターネットを含めた中国のメディアから流される情報を一つの政治現象として分析することの有効性は増すことはあっても減じることはないであろう。